

約款・規定集の改定について

2021年10月4日

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

◆「金融商品の販売等に関する法律」の法令名等が変更されることに伴い、当社の約款・規定集にも掲載されている「勧誘方針」を2021年11月1日を効力発生日として改定いたします。

《当社の勧誘方針 新旧対照表》

(新:改定後)	(旧:改定前)
<p>当社は、<u>金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律</u>及びその他関係諸法令・諸規則等を遵守するとともに、お客様への勧誘について次のように方針を定め、適正な勧誘を行ってまいります。</p> <p>(勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項について) 省略</p> <p>(勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項について) 省略</p> <p>(その他勧誘の適正の確保に関する事項について) 省略</p>	<p>当社は、<u>金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律</u>及びその他関係諸法令・諸規則等を遵守するとともに、お客様への勧誘について次のように方針を定め、適正な勧誘を行ってまいります。</p> <p>(勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らして配慮すべき事項について) 省略</p> <p>(勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に配慮すべき事項について) 省略</p> <p>(その他勧誘の適正の確保に関する事項について) 省略</p>

(下線部分変更)